

韓国博物館の現状

Museums in Korea: An overview

植野 浩三*

Koso Ueno

はじめに

韓国の博物館は、2003年3月現在で339館存在するという。量的にはさほど多いとは言えないが、近年の経済状況においても5年の間に100館あまりの増加があり、着実に館数およびその内容が充実しつつあるといえる。小稿では、隣国である韓国の博物館事情を紹介してその動向と特色を整理して、博物館学研究の一助にしたい。

小稿では、主に博物館の基本でありかつ博物館活動を定義づけている韓国の博物館関連法について最初に整理し、続いて韓国博物館の館種別の傾向を検討してみる。そして最後に、近年の主立った活動の動向について取り上げてみたい。必要な場合には我国との比較も行い、博物館活動の総合的な傾向や動向について探っていききたい。

I. 韓国の博物館関連法

まず最初に、韓国内の博物館の存在を保障し、機能等を定義した博物館関連法について、その内容と特色についてみてみよう。韓国の博物館関連法には、まず法律としての「博物館及び美術館振興法」が存在し、同法の内容を細かく定めた大統領令である「博物館及び美術館振興法施行令」、さらに部局令である「博物館及び美術館振興法施行規則」が基本をなしており、その他に詳細な細則が多く存在している。小稿では主に基本法である「博物館及び美術館振興法」を取り上げていく。なお文末には、「博物館及び美術館振興法」の全訳(資料)を掲載しているので参照いただきたい。

(1) 博物館関連法制定の経緯

韓国の博物館関連法令の制定経過は以下の通りである。現行法の「博物館及び美術館振興法」が制定されるまでは、旧法の「博物館法」が存在していた。この「博物館法」の制定も1984年であり、博物館関連法としては比較的遅く制定されたことが分かる。旧法の「博物館法」は7

年間存続したが、現行法制定までの間にこの法によって運営・施行されたものはほとんど無いといわれ、不振な状態が続いたともいわれる（李蘭映1993）。

「博物館法」	1984年12月31日	法令	第3775号	制定
	1989年12月30日	法令	第4183号	改定
「博物館法施行令」	1985年7月6日	大統領令	第1172号	制定
	1990年1月3日	大統領令	第11723号	改定
「博物館法施行規則」	1985年7月16日	文化広報部令	第88号	制定
	1990年3月29日	文化部令	第2号	改定

続いて、大幅に内容を改定された現行法が新たに「博物館及び美術館振興法」として改称され、1991年に制定された。これによって関連法も次のように順次改定された。

「博物館及び美術館振興法」	1991年11月30日	法律	第4410号	制定
	1999年2月8日	法律	第5928号	全文改定
	2000年1月12日	法律	第6130号	改定
「博物館及び美術館振興法施行令」	1992年5月30日	大統領令	第13653号	制定
	1993年4月30日	大統領令	第13881号	改定
	1995年12月30日	大統領令	第14885号	改定
	1997年12月31日	大統領令	第15598号	改定
	2000年3月4日	大統領令	第16747号	全文改定
「博物館及び美術館振興法施行規則」	1992年5月30日	文化部令	第10号	制定
	1995年12月30日	文化体育部令	第22号	改定

1991年の「博物館及び美術館振興法」（以下、振興法という）の制定後、1999年と2000年に全面的な改定が行われて現在に至っている。各年の改定内容の詳細は記さないが、主な項目としては、学芸士に関する条項、国立博物館及び国立美術館、公立博物館及び美術館、私立博物館及び美術館、大学博物館及び美術館の条項が加えられており、それぞれの設立や運営、業務等についての条項が追加、規定された。

振興法の特徴と問題点は、博物館と美術館を明確に分けているところである。本来、美術館とは歴史（系）博物館とか民俗博物館、あるいは人類学博物館等と同じく、専門分野の一部門として美術（系）博物館として区分されるものであり、大きく博物館の概念に包括されるものである。また、大分類では、総合博物館、人文系博物館、自然系博物館の中の人文系博物館に含まれるものであるが、本法では表題からして明確に区分している。その経緯は定かではないが、美術館に対する強いこだわりが存在していることは確かであろう。

こうした定義や振興法の矛盾に対しては、制定直後から博物館学研究者によって指摘されてきた。「博物館の概念を混同させているだけでなく、まるで美術館は（博物館の）範疇に入らない独自の施設」のような印象を与え、「わざわざ美術館を特別に振興させるための特別法

は必要ない」とするように（李蘭暎1993）、きわめて異例な形態といえよう。2000年に全面改定された現行法でも、「博物館及び美術館」が踏襲され、各条項でも博物館と美術館が併記されており、異例な形態がそのまま続いているのである。

(2) 博物館関連法の特徴

ここでは韓国の博物館関連法の特徴について、日本の博物館法と比較しながら見てみよう。振興法は文末資料の通りであり、9章34条から構成されている。第1章総則から始まり、第2章国立博物館及び国立美術館、第3章公立博物館及び美術館、第4章私立博物館及び私立美術館、第5章大学博物館及び大学美術館、第6章登録、第7章管理運営、第8章指導監督、第9章審議・諮問・協力機構、そして附則で構成されている。

第1章第1条～第3条には、前述したように博物館と美術館を並列表記し、本法の基本である両者の定義・区分が存在する。第2条の定義では、博物館と美術館が全く異なる施設のように記され、博物館資料の定義もそのまま美術館資料として併記される。そして、第3条の区分においても、国立・公立・私立・大学博物館はそのまま各美術館（第2項）として準用するとある。この定義と区分は、以下第9章までの全ての内容に亘って適用され、併記されることになる。日本の博物館法を問わず、博物館と美術館を併記する点は極めて異例である。誰しも違和感を覚えるであろう。美術館施設を特に強調させる目的が存在した可能性があり、こうした経緯を探る必要がある。

次に第3条の博物館区分の内容である。第2章で記されている通り韓国では、国立博物館のなかでも国立中央博物館は国家の中心的な位置を占め、国内博物館の指導・支援の統括部局として存在している。従って、振興法の区分においては、国立の存在をまず位置づけている点が特記されよう。日本の場合は、博物館法には国立の規定はなく、近年独立行政法人化に伴って「相当する施設」として博物館法の適用の範疇に加わった。国立博物館は、別格本山の存在として50年近くの間、博物館法の適用外として君臨してきた。韓国の振興法では、国立博物館は特別な扱いがされて、登録についても除外されているが、法律によって国立博物館の役割を規定して明記している点は重要である。

ついで、大学博物館の区分明記も特記される項目である。日本では、意欲のある大学は充実した大学博物館を備えるが、全体的に大学を含む学校博物館の設立には至って消極的である。周知の通り、韓国では1955年の大学設置基準令によって全ての大学に博物館（美術館）登録の設置規定が定められ、1967年には総合大学に設立が義務化された。こうした経緯により、振興法では独立した区分として大学博物館が明記されており、日本とはまったく異なっている。旧法においても別条項ではあるが同様に設けられていた。

振興法は、このように国立・公立・私立・大学博物館の全てを含んで構成されている点が評価できる。日本の博物館法は上記した通りであり、現在においても国立（系）の明確な条項はない。この点については、博物館法制定時およびその後においても、学会や研究者によってその是正を再三求めたようであるが、まったくの門前払いであったという（棚橋・宮本1962）。韓国の博物館界は、中央集権的な機構のなかで国立中央博物館やその他が位置付けられている点

は否めないが、博物館界全体を振興法で規定している点は重要である。

日本の博物館法および関連法では、公立博物館と私立博物館の条項は存在するが、上述の国立・大学博物館の規定は存在しない。従って、第5章の大学博物館及び大学美術館の条項は極めて示唆的である。大学博物館の使命が明確に示されており、大学のあるべき姿が明記されている。韓国の大学博物館では、大学博物館協会が設置されて各種研究会の開催、雑誌等が刊行されており、各博物館では学芸士によって地域の発掘調査も頻繁に実施して活動しており、学会をリードしているものも多い。反面、専門の担当者が不在であったり、さほど活動していない館が一部では存在するのも事実のようである。

しかし日本では、学芸員資格課程を設置する大学であっても、附属博物館の設置は必要なく、教育課程の矛盾を孕んでいる。学芸員資格課程を有する大学の集まりである全国大学博物館学講座協議会では、教育課程の問題は議論されているが、あくまでも課程担当者の協議会であり、大学博物館設置の議論は少ない。逆に、韓国では大学において学芸員資格取得制度はなく、いきなり所管学芸士の試験を受けることになる。しかしその実践は、学部や大学院時代に大学博物館で培っている場合が多いようである。日本でも大学博物館は、こうした実践的な意味においても必要不可欠なはずであるが、現実はかなりかけ離れている。

(3) その他の条項

その他、振興法では登録や管理運営、指導監督、審議・諮問・協力機構について詳細に記している。日本の制度は、「登録」と「相当する施設の指定」（以下、相当施設という）の2種類があるが、基本的には各都道府県の教育委員会に申請するのが原則であり、国または独立行政法人が「相当施設」の指定を受ける場合は文部科学大臣に申請する。韓国では権限委任はあるが、最終的には文化観光部長官となっている。それら書式や手続き、変更等の記載はほぼ同じであるが、遊休空間の活用として文化施設設立を奨励している点は評価されよう。また、第20条にある私立博物館における他の法律との詳細な関係の記載は日本ではない。

一方、第7章の管理運営では、第21条の開館日数は旅行規則では年間90日以上、一日4時間以上となっており、日本の150日以上に比べて少なく、やや不足気味の感じがある。そして第8章の指導監督は、厳しい内容を明記している。日本の場合、ここまで具体的な内容はない。最終的には国家管理が背景にあると考えられる。また、第9章の審議・諮問・協力機構の内容も詳細であり、日本の場合はほとんど明記されていない。

最後に、その他の問題点を記しておこう。本法は、至って人文系博物館に力点がおかれていると言える。それは再三述べている博物館と美術館の併記でも十分窺えるところである。本来、博物館の概念には当然自然科学系博物館も包含されるものであり、ここでは美術館は併記するものの、自然科学の項目は少ないといえる。第2条の定義では、博物館資料として「動物・植物・鉱物・科学・技術・産業」が掲げられており、これらの資料を扱う施設として自然科学系も当然含まれていると考えられるが、第5条の適用範囲では、人文系の施設が主な内容になっている。旧法では、定義に明記された自然科学系の資料が、適用範囲の条項では除外すると記されていた点から考えても、本法は人文系の博物館法といっても差し支えない内容である。施

行令や施行規則にも自然科学系の文言は殆ど登場してこない。これは、次章で述べるように、自然科学系の博物館が極めて少ないこととも関係していると考えられる。

Ⅱ. 韓国博物館の種類別傾向

(1) 全体的傾向

次に韓国博物館の館数を見てみよう。韓国の博物館¹⁾は、社団法人韓国博物館協会の統計によると、総数339館であるという（韓国博物館協会2003）。その内訳は表1の通りであり、振興法に準じて博物館と美術館、そして国立・公立・私立・大学の区分が行われている。これには、いわゆる分館や小規模の展示館・資料館等は含まれていない可能性があるため、実際には多少の変動があろう。全体的には、振興法区分による美術館が63館、その他の博物館が276館であり、いわゆる美術館が全体の18.6%を占めている。尚、参考までに日本の博物館の統計（日本博物館協会2004）を表2に掲載した。

特に、大学博物館の比率が25.4%と非常に高いのが特徴である。前章でも述べたように、大学設置基準令による経緯が起因しており、非常に好ましい状態でもある。次に、私立博物館が約半分（48.7%）を占めるのに対して、公立博物館の割合（16.8%）は非常に低いといえる。国・公立を合わせても約26%であり、これは大学博物館とほぼ同じ比率である。日本では公立博物館の割合が異常に高く、3930館のうちの2580館、65%あまりになっている。日本の公立博物館の中には有名無実のものも多いが、1970～80年代にかけて乱立といって良いほどの速度で設立されており、逆にこの数が異常なのであろう。こうした割合と比較することはできないが、韓国の公立博物館はやや少なすぎる傾向にあるといえる。

逆に国立博物館の数は多い。国立博物館は、国立中央博物館を頂点として、慶州・公州・光州・金海・大邱・扶餘・全州・清州・晋州・済州・春川にも設置され、いずれも歴史・民俗と美術史の博物館である。韓国ではこうした博物館が基本的に各道に設置されており、その数が反映されているといえる。国家政策として設立されてきた経緯があり、主要な州都や地域に置かれた。その政策が公立館の設置を遅らせた可能性もある。すなわち、主要な遺物等は国立博物館において管理・保管がなされ、徹底した文化施策が行われてきたのである。

その他の国立博物館には、振興法にある現代美術館と民俗博物館があり、中央科学館、そして警察・関税・国楽・海洋遺物展示館・宮中遺物展示館・徳寿宮美術館・灯台博物館・山林博物館・外交博物館・郵政博物館・鉄道博物館・逓信記念館等の専門館がある。

登録博物館について見てみよう。韓国博物館の登録率は、実に全体の76.7%におよんでいる。仮に国立の31館を除外してみると、84%の高い比率になる。中でも私立館は98.1%におよび、私立美術館は全館が登録していることが分かる²⁾。逆に、大学博物館は66.2%とやや少なめである。大学博物館の施設・資料・構成員の問題がこの結果を生み出していると考えられる。公立博物館も同様に、小規模な展示館や収蔵館の場合、登録要件に満たしていないものが存在しているため、71%に留まっていると考えられる。

日本の登録博物館や相当施設の割合は、全体の30%と極端に少ない。表2は2003年3月段階の資料である。登録博物館数は854館（国立0、公立506、私立348、大学0）、相当施設数は315館（国立12、公立119、私立123、大学61）であり、その他の2761館（国立34、公立1955、私立741、大学31）はいわゆる類似施設であり、登録や相当施設の申請は全く行われていないものである。博物館の法的な利点や、指導・監督面が韓国に比べて低いことも要因の一つではあるが、まして内容の不備が最大の要因なのである。

次に博物館の分布を見ると、韓国博物館の多くは都市やその近郊に集中していることが分かる。京畿道全体では152館（うちソウル市内が96館、仁川市内が6館）が存在し、ソウル市とその近郊で韓国全体の43%を占めている。これは私立博物館や大学博物館の数量が大きく作用している。ソウル市を含めた京畿道には、私立博物館の57%（94館）が存在し、都市部に大学が集中することから大学博物館も35%（30館）となっている。

これにつづく地域は、忠清南道であり38館（うち大田市内15館）が存在し、つづいて慶尚南道全体で36館（うち釜山市内12館、蔚山市内1館）である。人口の多い大・中都市を中心に多数存在し、その近郊を含めた地域が数的に多くなっている。その他の地域では、国・公・私立博物館ともに、ほぼ均等な割合で認められ、特に集中する傾向はないようである。各道でばらつきはあるが、30館未満の範囲で存在している。

(2) 種類別傾向

韓国博物館の種類別統計は現在入手していないため、管見内の資料（韓国博物館協会2003、および韓国博物館協会ホームページ、李要燮1999）に基づいて種類別傾向を整理してみよう。基本の総数は339館より50館ほど少ないために、多少の変動は否めないが、おおよその動向はつかめると考えられる。総数内の大学博物館（25.4%）は取りあえず除外すると、次のようになる。歴史系（民俗・他を含む）は約45%になり最も多く存在する。ついで美術系が続く。美術館は、表1では18.6%であるが、実際に各館の内容を見ていくと、博物館と称するものにも内容的には美術館に近いものが多く存在するため、20%以上の比率であることは間違いないであろう。逆に自然史系は10%未満となり、最も少ない。

最も数の多い歴史系博物館は100館あまり存在する。全体の約4割以上を占めていた。この傾向は日本でも同じであり、地域・郷土の発掘調査資料や、歴史・民俗資料を展示することが多い。なかでも、民俗博物館と称するものが30館以上あった。この点は非常に特徴的である。伝統的な儀礼や風俗・風習を重んじる国民性が表れているのであろう。特に、民俗博物館は私立に多く、その数は20館以上を数えた。

歴史系博物館の中には、独立記念館や戦争博物館等の分野も多く認められた。その他に関税や外交の博物館、独島博物館等、特殊なものも存在する。また、銀行・教育・スポーツ・民話・土地・書籍・雑誌・文学・記念館・新聞・出版・印刷等を扱うもの、焼酎とかチョコレート、キムチを扱うものもあり、区別の難しい分野も多く存在する。これらは、当然のことながら、企業を中心にした私立博物館に多い傾向にある。

次に美術館が約2割を占めている。これも日本とほぼ同じである。圧倒的に私立美術館が多

植野：韓国博物館の現状

表1 韓国の博物館数（韓国博物館協会2003より作成）

	博物館					美術館					計				総計
	国立	公立	私立	大学	小計	国立	公立	私立	大学	小計	国立	公立	私立	大学	
館数	30	49	113	84	276	1	8	52	2	63	31	57	165	86	339
%					81.4					18.6	9.1	16.8	48.7	25.4	
登録数		34	109	56	199		7	52	1	61		41	162	57	260
%		69.3	96.4	66.6	72.1		87.5	100	50	96.8		71.9	98.1	66.2	76.7

表2 日本の博物館数（日本博物館協会2004より作成）

種類	国立		公立		私立		大学		全体		種別登録・相当率
	館数	%	館数	%	館数	%	館数	%	館数	%	
総合	2		118	4.5	21	1.7	11		152	3.8	67.1
郷土	1		509	19.7	35	2.8	0		545	13.8	11.3
美術	8		366	14	464	38	18		856	21.7	48.1
歴史	21		1,192	46	490	40	36		1,742	44.3	21.9
自然史	7		125	4.8	43		10		185	4.7	32.4
理工	2		109	4.2	63	8.7	4		178	4.5	26.9
動物園	0		55	2.1	23		0		78	2.0	38.4
水族館	0		39	1.5	37		2		78	2.0	55.1
植物園	5		51	2.0	27	7.9	8		91	2.3	17.5
動水植	0		16	0.6	9		0		25	0.6	56.0
合計	46	1.1	2,580	65.6	1,212	30.8	92	2.3	3,930	100	29.7
登録・相当館数	12	26	625	24.2	471	38.8	61	66.3	1,169	29.7	—

く美術館全体の8割を占め、逆に国・公立の美術館は極端に少ない。日本の場合も私立美術館が公立美術館を凌駕しているものの、公立館は4割程度存在する点は異なる。私立美術館は、個人あるいは法人が所有するコレクションを基本にして設立される場合が多く、この点は各国共通していると言える。美術系の中には伝統的な音楽・楽器・衣装を扱うものもあり、歴史系博物館との区別がつきにくいものもある。

最後に、自然史系博物館は極端に少ない。科学館や電気・鉄道・灯台・石炭・化石・医学・山林・製鉄や産業をテーマにしたものが認められるが、その数も20館前後である。特に動物園や植物園・水族館は極端に少ない状況であった。

Ⅲ. 韓国博物館の動向

韓国では近年に至って、博物館を社会教育機関として位置づけて、社会教育・成人教育の積極的な活動が目立ってきた。これは1990年代後半期からの動向である。それ以前は、いわゆる展示を見せるだけの傾向があり、学術的な側面が強く表れていた。展示においても旧来の陳列的な展示から、徐々に親しみ易い方向に変わりつつある。

博物館の教育機能については、韓国でも博物館学の書籍の中で取り上げられ、1980年代以降、博物館の機能・使命の一つとして説かれてきた(李蘭映1993)。しかし現実的には、講演会等の単発的な催しは行われていたが、十分な状況ではなかったといえる。今日では、教育・普及機能の必要と共に、各種教育プログラムも紹介され(01보012000)、その内容も多種に亘って充実してきたといえよう。国家的政策としてその方向性が示され、実践されつつある。

国立清洲博物館は、1987年に開館した博物館であるが、展示室とは別に体験室が設置され、各種道具を体験的に使用できるコーナーや、拓本等のやや学術的な体験が行える施設を備えている(図1・2)。筆者は2000年7月に同館を訪れたが、国立博物館で初めてこうした取り組みに遭遇した。それまでの古い固定されたイメージから、変わりつつある現状をいち早く体験できた。また、2004年10月には、新たに社会教育館が設立されるといい、社会教育を実践する模範として、新たな取り組みが行われるようである。

こうした取り組みは、各地で行われている。国立大邱博物館は1994年12月に開館し、近年大きな変化を見せている。博物館のロビーに入ると、いきなり子供向けのパネルが設置されており、それを順に追っていくと博物館に何が展示してあり、何が分かるかなど漫画を交えて解説してある。図3は、同じパネルの内容を本にした一種のワークシート形式のものであり、同内容は今日ホームページでも見ることができる。国立博物館の静謐なロビーのイメージは払拭された。2003年11月に訪れた時にも、小学生が夢中になってこれに見いていた。展示室自身は通有のものであるが、こうした新しい展開はこれまで無かったものである。そして社会教育の一環として、博物館大学(連続講座)や子供文化財実技大会、映画祭り、オペラ・演奏会の実施、民俗広場(イベント)の活用、現地見学会等の活動が行われている。体験学習では拓本や土器作り、白つき、石臼挽き、作画等、自由に利用できる空間が備えてある。展示室よりもこちら空間の方が子供には人気があるようである。子供と成人を対象にしたこうした取り組みが、現在では積極的に行われている。

特に新設の博物館では、こうした取り組みがよく見られる。2002年5月開館のソウル市歴史博物館でも、博物館大学、体験教室、伝統文化体験教室、青少年博物館教室、子供歴史探検教室、家族体験教室などが期間を限って実施されており、年間いずれかのものが開かれている。これは、展示運営課が担当しており、展示に関する業務とともに、「社会教育プログラム研究・開発・総合計画の樹立と施行、教育教材の研究および開発、教育関連図書出版と普及、ボランティアの教育業務」として取り組まれているようである。

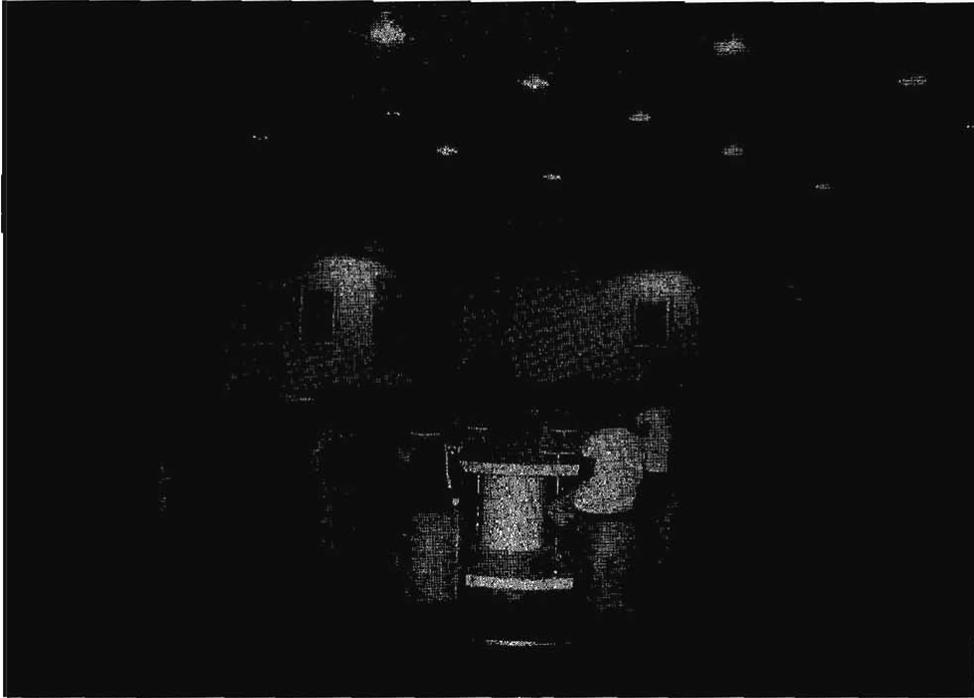


図1 国立清州博物館体験室



図2 国立清州博物館体験室（拓本コーナー）

約20年間の分館時代を経て1975年に国立博物館として開設した国立公州博物館は、2004年には新館に移転して開館した。ここには別館として社会教育施設が設置され、国立大邱博物館と同じように、子供文化財・美術実技大会、遺跡見学歴史講座、博物館講座、親子博物館工芸教室、僻地の子供招待博物館体験等を期間を限って開催している。

釜山博物館は、1978年に開館して以降、現在までに4つの分館を設けている。本館は2002年の新館設立を機に、玄関の近い部分に体験室を設置して民具等の実際が体験でき、その他の各種教室も開催されている。分館である東三洞貝塚展示館は、同じく2002年に釜山湾の影島の海岸に面して設立され、同時に子供向けのワークシートが作成されている(図4)。小規模な展示館においてもこうした取り組みが活発になっている。

以上のように韓国の博物館での社会教育は、非常に活発化してきている。ここに掲げた例は僅かではあるが、国立中央博物館においても各種教室等のプログラムが実施されており、博物館の重要な活動部門になってきているのは確かである。1990年代後半から21世紀への大きな変化として認めざるを得ない。日本においては、1980年代に参加型博物館、市民博物館の提唱があり、体験学習やサークルへの参加等、生涯学習機関としての博物館が叫ばれて久しいが、韓国での動向は同じ方向性といえる。教育部門が早くから充実しているアメリカの博物館や海外の取り組みを基にして、博物館機能の拡大と充実をはかっている。こうした方向性はますます強まり、発展していくと思われるが、現在日本でも直面しているような、同じ行事の繰返しとか、どこでも同じ内容といった利用者の苦情や利用者離れがあり、一種のマンネリ化の問題が課題としてある。恒例行事に拘らない、インパクトのある新たな教育プログラムの開発と、市民のニーズを正確に把握することが求められてこよう。

おわりに

以上のように、韓国の博物館関連法、館種別傾向、近年の動向を見てきた。韓国の博物館は、諸外国に比較して極端に数が少ないと言われ、各国の人口に対する博物館の割合や国民所得の対比が示されている(韓国博物館協会2003)。韓国は人口4800万人に対して博物館数が339館であり、1館あたり平均の数は14.2万人となる。日本の場合は人口1億3000万人に対して博物館数3492館³⁾であり1館あたり約4万人、ちなみにドイツは人口8200万人に対して博物館数は4034館であり、1館あたり約2万人の最良値になっている。こうした平均数の表示は、総合的な韓国の博物館数の改善を望んでいるものと考えられる。

また、振興法にみられる美術館の独立記載の問題は前述の通りであり、すこぶる私立美術館の補助が眼中にあったと推測できるが、振興法制定以降、この美術館の内容そのものについても厳しい注文がつけられてきた。即ち、目に余る商業ベース美術館の存在である。いくら登録要件を備えても、画商と同じような施設と運営内容には厳しい規制が必要である点を指摘したのである(李蘭暎1993)。特に、私立美術館(博物館)に対しての機能・役割、教育・普及についてのあり方に注文がつけられたが、現在でも解決には至っていない。博物館学を真剣に捉え

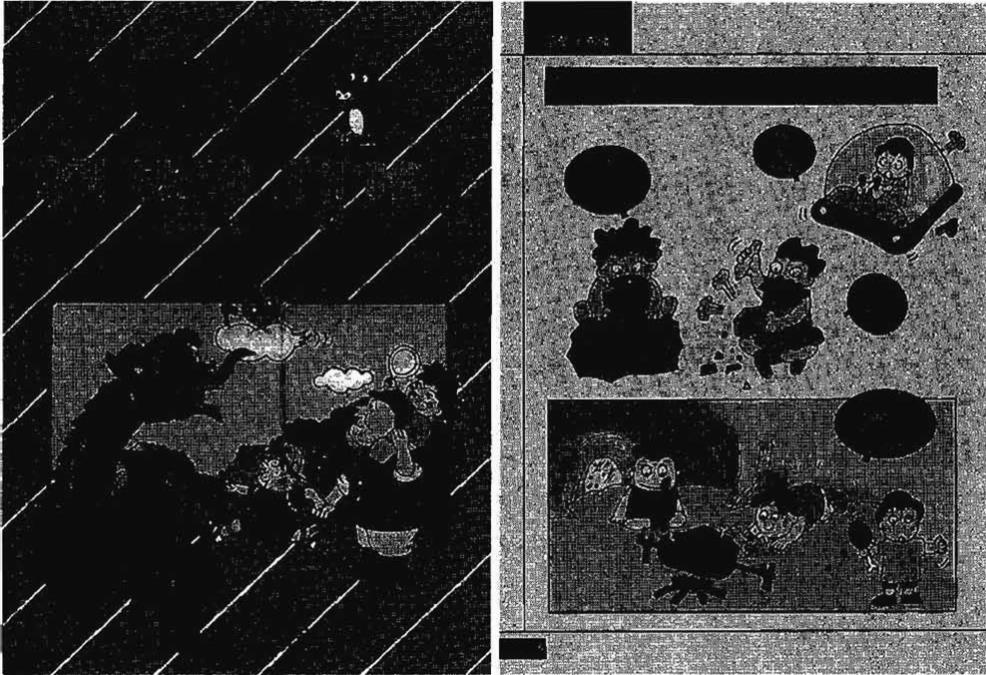


図3 国立大邱博物館子供向け図書（左：表紙、右：旧石器時代案内）

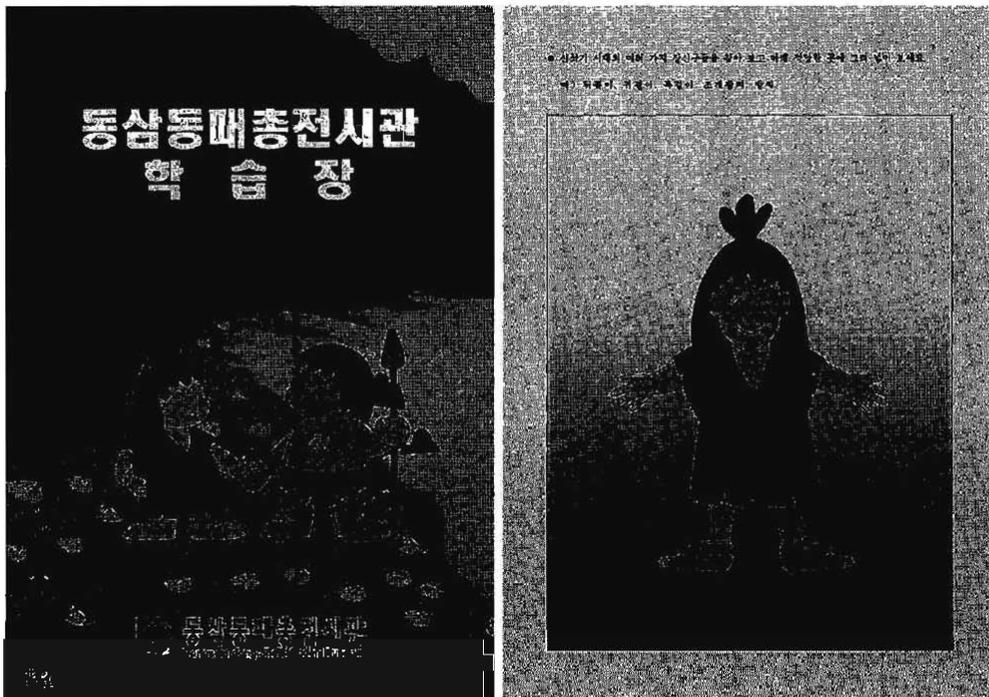


図4 釜山市東三洞貝塚展示館子供向け学習帳（左：表紙、右：新石器時代装身具書き込み図）

た李蘭暎の章制は、評価すべきである。

韓国の博物館は、歴史や伝統文化の重要性や民族の誇りを国民に教育するところからスタートしてきた。それは、各道への国立博物館の設置でも窺えることであり、国民教育の柱にもなってきた。こうした旧来的な博物館の指針は大きく変化しつつある。陳列的な展示から脱却してビジュアルな方向性の導入や、教育・普及活動として社会教育を全面に押し出す方向性を示している。もちろんこの社会教育は、旧来の国民教育の延長線的要素も備えているが、日本の生涯学習の指針と同様に、自己学習や学習機会の保障・支援といった側面が強くなってきており、世界的な共通した博物館活動のルールに沿ってきているのである。1990年代後半から急速にその変化が行われてきた点が、博物館発達史の上では特記される事柄であると考えられる。

来る2004年10月2日～8日の間には、国際博物館会議・2004年ソウル世界博物館大会が「博物館と無形文化財」をテーマにして開催される。この会議は3年に一度開催され、アジアでは初めての試みである。主に博物館の世界的な理解と指針が議論される。韓国博物館の将来的な方向性や取り組みも、これを機にますます充実性を増すと考えられる。

付記 小稿は2003（平成15）年度奈良大学研究助成（研究課題：「韓国博物館の状況調査」）の成果の一部である。助成をいただいた大学当局に感謝申し上げます。

尚、韓国では国立大邱博物館館長・金正完先生、国立公州博物館館長・孫明助先生、および李賢惠・辛長河氏に大変お世話になりました。記して御礼申し上げます。

註

- 1) 小稿では、「博物館及び美術館振興法」が定義している博物館と美術館の区分は使用せず、必要のない限り一般的な概念として博物館を使用する。
- 2) 韓国博物館協会2003の登録博物館の表では美術館数を53館とするが、比率が超過するため原表に従って52館とした。
- 3) 韓国博物館協会2003では、日本の博物館数を3492館として計算しているが、2002年度末の数（3930館）で計算すると、1館あたり3.3万人となる。

〈引用文献〉

- 01 모012000 【博物館概論】韓国・김영사
 李 蘭暎1993 【新版博物館学入門】韓国・三和出版社
 李 婁婁1999 【韓国の特殊博物館】韓国・세시
 韓国博物館協会2003 【2003 韓国の博物館・美術館】韓国・社団法人韓国博物館協会
 国立大邱博物館1999 【パパ、博物館へ行こうよ！】
 棚橋源太郎・宮本肇太郎1962 【棚橋先生の生涯と博物館】六人社
 東三洞貝塚展示館【東三洞貝塚展示館学習帳】
 日本博物館協会2004 【平成14年度博物館園数】『博物館研究』Vol.39 No.3 (No.430)

〈資料〉

博物館及び美術館振興法

全文改定 1999. 2. 8 法律 第5928号

改定 2000. 1.12 法律 第6130号

第1章 総則

第1条 (目的)

この法は、博物館及び美術館の設立と運営に関して必要な事項を規定し、博物館及び美術館を健全に育成すること、文化・芸術及び学問の発展と一般公衆の文化享受増進に裨益することを目的とする。

第2条 (定義)

この法で使用する用語の定義は次の通りである。

- ①「博物館」とは、文化・芸術・学問の発展と一般公衆の文化享受増進に裨益するために、歴史・考古・人類・民俗・芸術・動物・植物・鉱物・科学・技術・産業等に関する資料を収集・管理・保存・調査・研究・展示する施設をいう。
- ②「美術館」とは、文化・芸術の発展と一般公衆の文化享受増進に裨益するために、博物館の中で特に書画・彫刻・工芸・建築・写真など美術に関する資料を収集・管理・保存・展示・調査・研究する施設をいう。
- ③「博物館資料」とは、収集・管理・保存・調査・研究・展示する歴史・考古・人類・民俗・芸術・動物・植物・鉱物・科学・技術・産業等に関する人間と環境の有形的証拠物として学問的、芸術的価値がある資料をいう。
- ④「美術館資料」とは、収集・管理・保存・調査・研究・展示する芸術に関する資料として学問的、芸術的価値がある資料をいう。

第3条 (博物館・美術館の区分)

- ①博物館はその設立・運営主体によって次のように区分する。
 - a. 国立博物館：国家が設立・運営する博物館
 - b. 公立博物館：地方自治体が設立・運営する博物館
 - c. 私立博物館：民法・商法、その他特別法によって設立された法人・団体または個人が設立・運営する博物館
 - d. 大学博物館：高等教育法の規定によって設立された学校、または他の法律の規定によって設立された大学教育課程の教育機関が設立・運営する博物館
- ②美術館はその設立・運営主体によって、国立美術館・公立美術館・私立美術館・大学美術館として区分し、その設立・運営主体に関しては第1項各号を準用する。

第4条 (事業)

- ①博物館は次の各号の事項を遂行する。
 - a. 博物館資料の収集・管理・保存及び展示
 - b. 博物館資料に関する専門的・学術的な調査・研究
 - c. 博物館資料の保存・展示などに関する技術的な調査・研究
 - d. 博物館資料に関する講演会・講習会・映写会・研究会・展覧会・展示会・発表会・鑑賞会・探査会・踏査等の各種行事の開催
 - e. 博物館資料に関する複製と各種刊物の製作及び配布
 - f. 国内外の他の博物館及び美術館との博物館資料・美術館資料・刊物・プログラム及び情報の交換、博物館・美術館学芸士交流等の有機的な協力
 - g. その他、博物館の設立目的を達成するために必要な事業
- ②美術館の事業に関しては、第1項の規定を準用する。この場合、第1号から第5号中の「博物館資料」はこれを「美術館資料」とし、第7号中の「博物館」はこれを「美術館」とする。(改正 2000.1.12)

第5条 (適用範囲)

この法は、資料館・史料館・遺物館・展示場・展示館・郷土館・教育館・文書館・記念館・保存所・民俗館・民俗村・文化館・芸術館・文化の家・野外展示公園、及びこれと類似する名称と機能を有している文化施設の中で、大統領令に定めるところにより文化観光部長官が認定した施設に対しても適用する。

第6条（博物館・美術館学芸士）

- ①博物館及び美術館は大統領令に定めるところにより、第4条の規定による博物館・美術館専業を担当する博物館・美術館学芸士（以下「学芸士」という）を置くことができる。
- ②学芸士は1級正学芸士、2級正学芸士、3級正学芸士及び準学芸士に区分し、その資格制度の施行方法・節次などに関して必要な事項は大統領令で定める。
- ③学芸士は国際博物館協会の倫理綱領と国際協約を遵守しなければならない。

第7条（運営委員会）

- ①第16条の規定によって、登録する国・公立の博物館及び美術館（各地方分館を含む）は、専門性提高と公共施設物としての効率的運営と経営合理化のために、当該博物館または美術館に運営委員会を置く。
- ②運営委員会の構成と運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

第8条（財産の寄附）

民法・商法、その他特別法によって設立する法人・団体及び個人は、博物館または美術館施設の設置、博物館資料または美術館資料の拡充等、博物館または美術館の設立・運営を支援するために、金銭その他財産を博物館または美術館に寄附することができる。

第9条（博物館及び美術館振興政策樹立）

- ①文化観光部長官は、国・公・私立博物館及び美術館の拡充、地域の核心文化施設としての支援・育成、学芸士養成等、博物館及び美術館振興のための基本政策を樹立・施行しなくてはならない。
- ②国立博物館及び国立美術館を設立・運営する中央行政機関の長は、第1項の規定による基本政策に従い所管博物館及び美術館振興計画を樹立・施行しなくてはならない。
- ③地方自治団体長は、第1項の規定による基本政策に従い、当該地方自治単体の博物館及び美術館振興計画を樹立・施行しなくてはならない。

第2章 国立博物館及び国立美術館

第10条（設立及び運営）

- ①文化観光部長官は、その所属下に国家を代表する博物館及び美術館として国立中央博物館と国立現代美術館を置く。
- ②民俗資料の収集・保存・展示とこの体系的な調査・研究のために、文化観光部長官所属下に国立民俗博物館を置く。
- ③国立中央博物館は第4条第1項の事業のために次の各号の業務を遂行する。
 - a. 国内外の文化財の保存・管理
 - b. 国内外の博物館資料の体系的な保存・管理
 - c. 国内の他の博物館に対する指導支援及び業務協力
 - d. 国内博物館協力網の構成及び運営
 - e. その他、国家を代表する博物館としての機能遂行に必要な業務
- ④文化観光部長官は、文化遺産を均衡させ、効率的な収集・保存・展示・調査・研究及び文化享受の均衡的な増進を図るために、必要な所に国立中央博物館・国立民俗博物館または国立現代美術館の地方博物館及び地方美術館を置くことができる。
- ⑤国立現代美術館は第4条第1項の事業のために第3項各号の業務を遂行する。この場合各号の「博物館」はこれを美術館とする。
- ⑥国立民俗博物館は、民俗に関して第4条第1項の事業のために第3項各号の業務を遂行する。この場合各号の「博物館」はこれを民俗博物館とする。
- ⑦国立中央博物館と国立現代美術館及び国立民俗博物館の組織及び運営などに関して必要な事項は、大統領令で定める。

第11条（設立協議）

- ①中央行政機関の長は、所管業務と関連して国立博物館または国立美術館を設立しようとする時は、予め文化観光部長官と協議しなくてはならない。
- ②第1項の協議に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第3章 公立博物館及び公立美術館

第12条（設立及び運営）

- ①地方自治団体は、地域社会の博物館資料及び美術館資料の購入・管理・保存・展示及び地域文化発展と

地域住民の文化享受権増進のために、大統領令で定めた節次と基準に従って博物館及び美術館を設立することができる。

②第1項の規定による博物館及び美術館の運営に関して必要な事項は、地方自治団体の条例で定める。

第4章 私立博物館及び私立美術館

第13条（設立及び運営）

①法人、団体または個人は、大統領令で定めるところに従い、博物館及び美術館を設立することができる。

②国家または地方自治団体は、第1項の規定による博物館及び美術館の設立を助長し、文化遺産の保存・継承及び暢達と文化享受を増進する文化基盤施設として支援・育成しなくてはならない。

③私立博物館及び私立美術館は、第1条及び第2条の規定による目的と機能に符合できるように設立・運営しなくてはならない。

第5章 大学博物館及び大学美術館

第14条（設立及び運営）

①高等教育法の規定により設置された学校または他の法律の規定によって設立された大学教育課程の教育機関は、教育支援施設として大学博物館及び美術館を設立することができる。

②大学博物館及び大学美術館は、大学の重要な教育支援施設として評価されなくてはならない。

③大学博物館及び大学美術館は、博物館資料または美術館資料を効率的に保存・管理して、教育・学術資料として活用できるように支援・育成されなくてはならない。

第15条（業務）

大学博物館及び大学美術館は第4条第1項の事業のために次の各号の業務を遂行する。

①教授と学生の研究と教育活動に必要な博物館資料または美術館資料の収集・整理・管理・保存及び展示

②博物館資料または美術館資料の学術的な調査・研究。

③教育課程の効率的支援。

④地域文化活動と社会文化教育に対する支援。

⑤国・公立博物館及び美術館、他の博物館及び美術館との交流・協調。

⑥博物館及び美術館利用の体系的指導。

⑦その他教育支援施設としての機能遂行に必要な業務。

第6章 登録

第16条（登録等）

①博物館及び美術館を設立・運営しようとする者は、その設立目的を達成するために必要な学芸士と博物館資料または美術館資料及び施設を整え、大統領令に定めるところにより、文化観光部長官に登録することができる。ただし、国立中央博物館と国立民俗博物館及び国立現代美術館はその限りではない。

②第1項の規定により登録した者がその登録事項を変更しようとする時は、変更登録をしなくてはならない。

③第1項の規定による学芸士と博物館資料または美術館資料及び施設に関する登録要件と登録及び変更登録に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第17条（登録証及び登録表示）

①文化観光部長官は第16条第1項により登録をした時には、遅滞なく申請人に博物館登録証または美術館登録証（以下登録証という）を交付する。

②第1項の規定により登録証の交付を受けた博物館及び美術館は、大統領令に定めるところに従って、屋外看板、各種文書、広報物等に登録の表示をしなくてはならない。

第18条（私立博物館・私立美術館の設立計画承認等）

①文化観光部長官は私立博物館または私立美術館を設立しようとする者の申請があった時には、大統領令が定めるところにより博物館または美術館の設立計画を承認することができる。

②第1項の規定により承認を得た者は、設立計画を変更しようとする時には、変更承認を得ねばならない。ただし大統領令が定める軽微な変更の場合は、その限りではない。

③文化観光部長官は第1項及び第2項の規定により、設立計画を承認または変更承認しようとする時は、予め第20条各号該当事項の所管行政機関の長を協議しなくてはならない。ただし、第2項但書の規定により軽微な変更の場合にはこの限りではない。

④文化観光部長官は第1項の規定により、設設計画の承認を得た者の事業推進実績が極めて不良な時には、大統領令が定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

⑤文化観光部長官が第1項・第2項及び第4項の規定により、設設計画を承認または変更承認したり承認を取り消す時には、遅滞なく第3項の規定による協議機関または利害関係がある者にその事実を通報しなくてはならない。

第19条（遊休空間 活用）

①地方自治団体の長は、当該地方自治団体所有の遊休空間を地方財政法が定めるところに従い博物館、美術館または文化の家等、地域文化空間として用途変更し活用することができる。

②地方自治団体の長は、博物館、美術館または文化の家等を設立・運営しようとする者が第1項の規定により遊休空間を貸与要請する場合には、無償で貸与することができる。

第20条（他の法律との関係）

①第18条第1項の規定により、私立博物館または私立美術館設設計画の承認を得る時には、次の各号の許可または認可を受けるものとする。

- a. 都市計画法第4条の規定による都市計画区域内の土地の形質変更などの許可、同法第23条の規定による都市計画事業施工者の指定、同法第25条の規定による実施計画の許可
- b. 道路法第34条の規定による道路工事施工または維持の許可。同法第40条の規定による道路の占用許可
- c. 水道法第36条の規定による専用水道の許可
- d. 下水道法第13条の規定による公共下水道に関する工事または維持の許可
- e. 農地法第36条の規定による農地転用許可及び協議
- f. 山林法第18条の規定による保全林地の転用許可、同法第57条の規定による保安林の解除、同法第62条第1項及び同法第90条の規定による伐採などの許可と申告
- g. 土地区画整理事業法第39条の規定による土地の形質変更などの許可

②第18条第1項の規定によって私立博物館または私立美術館設設計画の承認を得る者は、その承認内容を異なる目的として用途変更した時、または第22条の規定による廃館申告をしたり、第27条の規定によって登録が取消され場合には、第1項各号の許可または認可は取消されるものとする。

第7章 管理運営

第21条（開館と休館）

第16条第1項の規定によって登録した博物館または美術館は、年間に文化観光部令が定める日数以上、一般公衆が利用することができるように開放しなくてはならない。（改定2000.1.12）

②〈削除〉（改定2000.1.12）

第22条（廃館申告）

①登録した博物館または美術館を運営する者が、その博物館または美術館を廃館しようとする時には、大統領令の定めるところにより、特別市長、広域市長または道知事（以下「市・道知事という」）に申告しなくてはならない。

②市・道知事は第1項の規定による申告を受けた時は、文化観光部長官に報告し、文化観光部長官はその登録を取消さなくてはならない。

第23条（資料の譲与等）

①博物館または美術館は、相互間で博物館資料または美術館資料を交換・譲与または貸与したり保管を委託することができる。

②国家または地方自治団体は、博物館資料または美術館資料として活用することができる資料を国有財産法または地方財産法、物品管理法の規定に従い、博物館または美術館に無償または有償で譲渡・貸与したり、その資料の保管を委託することができる。

③博物館または美術館は、第2項の規定により、博物館資料または美術館資料を貸与または保管委託を受ける場合は、優良な管理者としての注意義務を果たさなくてはならない。

④国家または地方自治団体は、第2項の規定による資料を保管委託された場合には、予算の範囲内でその保存・処理及び管理に所要できる経費を支援することができる。

第24条（経費の補助）

①国家または地方自治団体は、第18条第1項の規定より、私立博物館または私立美術館設設計画の承認を得た者に対しては、運営に必要な経費の一部を予算の範囲内で各々補助することができる。

②政府は、国営輸送機関による博物館資料または美術館資料の輸送に関して、運賃その他の料金を割引ま

たは減免することができる。

第25条（観覧料及び利用料）

- ①博物館または美術館は観覧料、その他博物館資料または美術館資料の利用に対する代価を受けとることができる。
- ②公立博物館または公立美術館の観覧料、その他博物館資料または美術館資料の利用に対する代価は、地方自治団体の条例で定める。

第8章 指導監督

第26条（是正要求及び停館）

- ①文化観光部長官は、博物館または美術館がその施設及び管理・運営に関して、この法や設立目的に違反した場合には、その是正を要求することができる。
- ②第1項の規定により是正要求を受けた博物館または美術館は、正当な事由がない限りこれに従わなくてはならない。
- ③文化観光部長官は、第1項の規定による是正要求を受けた博物館または美術館が正当な事由がなく、これに応じない時には、6ヶ月以内の期間を定めて停館を命じることができる。
- ④文化観光部長官は、第1項の規定による是正要求が必要と認定した時には、その施設及び管理・運営に関する資料を提出させることができる。

第27条（登録の取消）

- ①文化観光部長官は、登録した博物館または美術館が次の各号の1に該当する時には、その登録を取消することができる。ただし天災・地変その他不慮の事由で第3号に該当する場合、6ヶ月以内にその事由が解消できる時はその限りではない。
 - a. 詐偽、その他不正な方法で登録した時
 - b. 第16条第2項の規定による変更登録を行わなかった時
 - c. 第16条第3項の規定による登録要件を維持せず、第4条に規定された事業を遂行することができなく認定された時
 - d. 第21条の規定に違反し、第26条第1項の規定による是正要求を受けてもこれに従わなかった時
 - e. 第26条第3項の規定による停館命令を受けても、博物館または美術館を停館しない時
 - f. その他、この法による博物館または美術館の設立目的に違反し、博物館資料または美術館資料を取得・斡旋・仲介・管理した時

②第1項の規定によって登録が取消された場合は、当該博物館または美術館の代表者は、7日以内に登録証を文化観光部長官に返納しなければならない。

③第1項の規定によって博物館または美術館の登録が取消された時には、取消された日から2年以内は、取消された当該登録事項を再び登録することはできない。

第28条（報告）

市・道知事は、毎年大統領令に定めるところに従い管轄の登録博物館及び美術館の管理・運営、観覧料及び利用料、指導・監督現況等の運営状況を、次年度1月20日までに文化観光部長官に報告しなくてはならない。

第29条（聴聞）

①文化観光部長官は、次の各号の1に該当する処分を行おうとする場合には、聴聞を実施しなくてはならない。（改定2000.1.12）

- a. 第18条第4項の規定による設立計画の承認と取消
- b. 第26条第3項の規定による停館命令
- c. 第27条第1項の規定による登録取消

②第1項の規定による聴聞は、行政節次法を適用する。

第30条（権限の委任）

この法による文化観光部長官の権限は、その一部を大統領令が定めるところによって市・道知事に委任することができる。

第9章 審議・諮問・協力機構

第31条（博物館及び美術館振興委員会）

①博物館または美術館の発展と振興に関して、次の重要事項を審議するために文化観光部に博物館及び美

術館振興委員会（以下「委員会」という）をおく。

- a. 博物館及び美術館の振興のための基本政策
- b. 博物館及び美術館協力網の構成及び運営
- c. 博物館及び美術館の設立拡充及び運営に関する事項
- d. 学芸士の資格と養成に関する事項
- e. 博物館及び美術館の総合評価に関する事項
- f. その他、博物館及び美術館発展と振興に関して、文化観光部長官が附議した事項

②第1項の規定による委員会の構成と運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第32条（重要事項の諮問）

文化観光部長官は次の各号の事項に関して必要な場合、文化財保護法の規定による文化財委員会または国立現代美術館に諮問を求めることができる。

- ①博物館または美術館の登録及びその取消に関する事項。
- ②第11条の規定による関係中央行政機関の長との協議に関する事項。
- ③第18条の規定による私立博物館または私立美術館設立計画の承認に関する事項。
- ④その他、博物館または美術館に関して文化観光部長官が諮問の必要があると認定した事項。

第33条（博物館・美術館協力網）

①文化観光部長官は、博物館または美術館に関する資料の効率的な流通・管理及び利用と、各種博物館または美術館の相互協力を図るための協調体制として、次の各号の機能を遂行する博物館または美術館協力網（以下、協力網という）を構成する。

- a. 電算情報体系を通じた情報及び資料の流通
- b. 博物館資料または美術館資料の整理、情報処理及び施設などの標準化
- c. 統合データベース構築、相互貸与体系具備等、博物館または美術館運営の情報化・効率化
- d. その他、博物館または美術館の相互協力に関する事項

②博物館または美術館はその設立目的を達成するために、地方文化院振興法、図書館及び読書振興法、文化芸術振興法の規定によって設立された文化院・図書館・文化芸術会館等、他の文化施設と協力しなくてはならない。

③協力網の組織及び運営のために必要な事項は、大統領令で定める。

第34条（協会）

①文化観光部長官は、博物館または美術館に関する情報資料の交換及び業務協働、博物館または美術館の管理・運営等に関する研究、外国博物館または美術館との交流、その他、博物館または美術館従事者の資質向上及び公共利益増進のために必要な場合、博物館協会または美術館協会（以下、協会という）の法人設立はそれぞれ認可する事ができる。

②国家は第1項の規定による協会の運営に必要な経費を補助することができる。

③協会に関しては、この法の規定を除外させ、民法中の法人の規定を準用する。

附則

第1条（施行日）この法は、公布後1年が経過した日から施行する。

第2条（登録に関する経過措置）この法の施行当時、従前の規定により登録された博物館及び美術館は、この法によって登録されたものとする。

第3条（登録取消等に関する経過措置）この法の施行当時、従前の第15条の規定により成り立つ登録の取消・登録証の返納及び再登録禁止などに関しては、従前の規定による。

第4条（設立計画の承認に関する経過措置）この法の施行当時、従前の第9条の規定により設立計画の承認または変更承認を受けた私立博物館または私立美術館は、第18条第1項・第2項の規定により設立計画の承認または変更承認を受けたものとする。

第5条（協会に関する経過措置）この法の施行当時、従前の第24条の規定により設立許可された協会は、第34条第1項の規定により設立許可されたものとする。

*本訳文は、基本的に原文表記を尊重して記したが、一部分日本語的に意訳した部分がある。内容の誤り等は、全て筆者の責任である。